

## 国立大学法人大分大学特別診療手当支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第18条の2第3項の規定に基づき、特別診療手当の支給に関して、必要な事項を定める。

(特別診療手当の内容)

第2条 給与規程第18条の2第1項に規定する「緊急の診療業務に従事した場合」とは、次のとおりとする。

- (1) 入院患者の病状急変、緊急外来患者等の対応のため、緊急に当該病状に対する専門的知識をもった医師、歯科医師の診療が必要となり、宿日直医師や看護師からオンコールにより呼び出されて、当該診療に従事した場合
- (2) 特殊診療施設の交替制勤務体制で仮眠中の時間帯に前号の業務に従事した場合

(特別診療実績簿及び特別診療手当整理簿)

第3条 学長（その委任を受けた者を含む。次条において同じ。）は、別紙様式第1号に規定する特別診療実績簿及び別紙様式第2号に規定する特別診療手当整理簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

(雑則)

第4条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成16年細則第5号）

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する別紙様式第1号（特別診療実績簿）及び別紙様式第2号（特別診療手当整理簿）については、当分の間、「給与簿等の様式及び取り扱いについて（昭和41年文人給第191号）」に定める特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿の様式を準用して使用する。

附 則（平成18年細則第36号）

この細則は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（平成29年細則第2号）

この細則は、平成29年1月24日から施行する。